

月報 平成26年 8月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

6月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は前年同月比で、一般が2.2%減、パートは31.7%増で、全体では5.7%の増加となった。
- ・月間有効求職者数は921人で、前年同月比で5.0%の減少となった。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数は、前年同月比で、一般求人が27.4%増、パート求人は63.2%増となり、全体として40.0%の増加となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して、製造業、卸売・小売業、医療・福祉等で大幅増加となった。
- ・月間有効求人数は857人で、前年同月比で30.0%の増加となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数は減少、有効求人数は増加し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.25ポイント高い0.93倍となった。
なお、パートを除く一般の有効求人倍率は0.81倍、パートの有効求人倍率は1.22倍となっている。



厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成26年6月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	185	8.8	5.7	
	うち男	88	6.0	▲ 2.2	
	うち女	97	11.5	14.1	
	年齢別	～44歳	110	4.8	6.8
		45～54歳	31	19.2	▲ 8.8
		55歳～	44	12.8	15.8
	月間有効求職者数	921	▲ 1.8	▲ 5.0	
	うち男	468	▲ 2.1	▲ 3.1	
	うち女	452	▲ 1.5	▲ 7.0	
	年齢別	～44歳	478	1.9	▲ 2.6
		45～54歳	165	▲ 6.8	▲ 23.3
		55歳～	278	▲ 4.8	5.7
求 人 関 係	新規求人数	378	51.2	40.0	
	主要産業別	建設業	41	41.4	13.9
		製造業	57	147.8	159.1
		卸売・小売業	48	84.6	128.6
		飲食店・宿泊業	62	40.9	17.0
		医療・福祉	92	53.3	338.1
月間有効求人数	857	5.0	30.0		
就 職 関 係	紹介件数	309	▲ 9.9	▲ 25.9	
	うち男	166	▲ 11.2	▲ 12.6	
	うち女	143	▲ 8.3	▲ 37.0	
	就職件数	100	▲ 3.8	▲ 12.3	
	うち男	50	▲ 12.3	▲ 15.3	
	うち女	50	6.4	▲ 9.1	

(パートを含む)

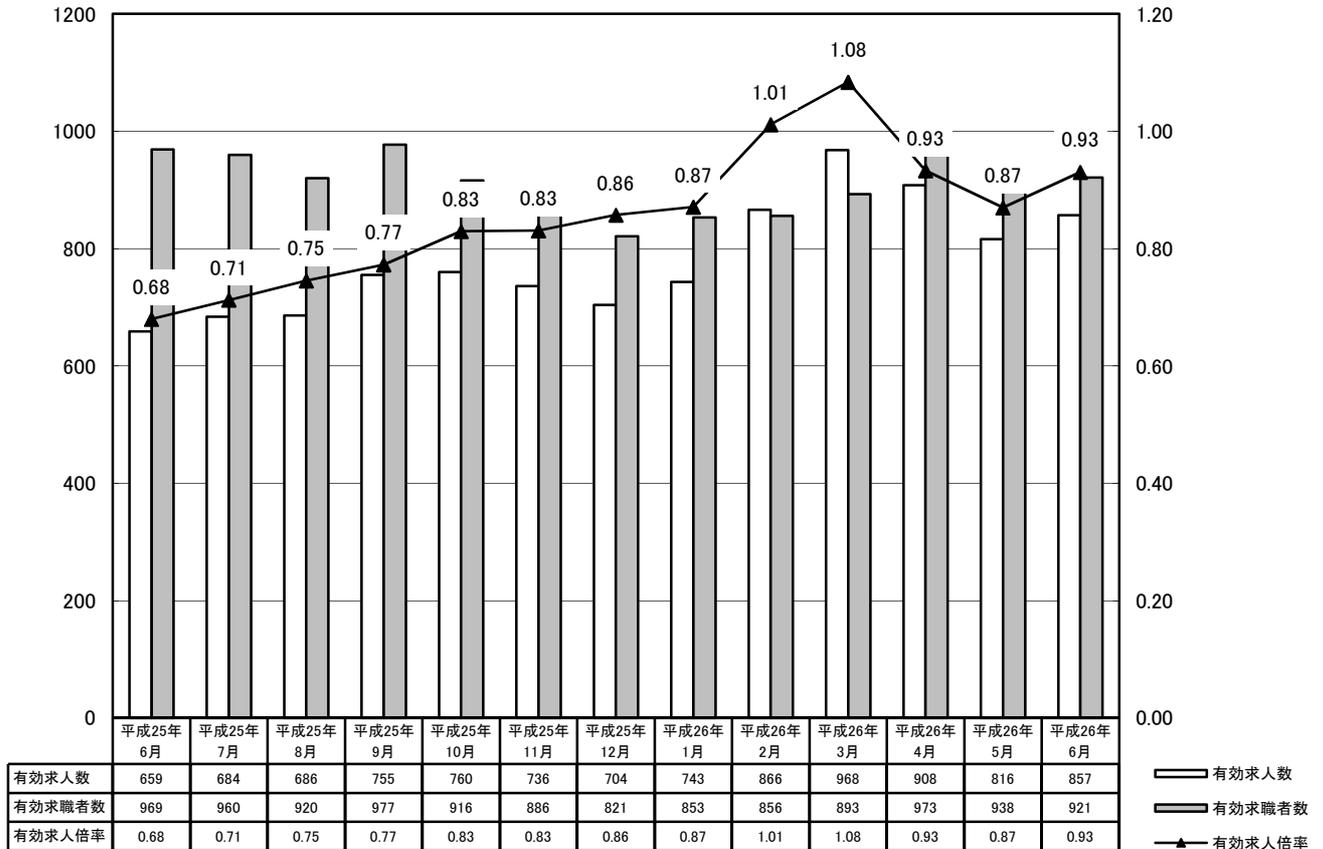
雇用保険取扱状況 平成26年6月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	779	778	790	
	資 格 取 得 者 数	112	336	173	
	資 格 喪 失 者 数	126	331	131	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,981	10,844	10,399	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	50	111	55
		受給者実人員	211	198	274
		支給金額(千円)	22,351	22,853	35,138
	高齢	受給者数	8	15	8
		支給金額(千円)	1,725	3,232	1,663
	特例	受給者数	0	1	2
		支給金額(千円)	0	182	439
	再就職 手 当	支 給 人 員	15	11	14
		支 給 金 額 (千 円)	4,823	2,415	5,029

労働市場の動き（平成26年6月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



◆ 高齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の受給者のみなさまへ ◆

平成26年8月1日から支給限度額等が変更になり、みなさまへの給付額が変わる場合があります。

※毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、毎年8月1日に行われる賃金日額の変更に伴い、上記給付の支給限度額も変更になります。

高齢雇用継続給付（平成26年8月以後の支給対象期間から変更）

・支給限度額 341,542円 → 340,761円

※支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額以上であるときには高齢雇用継続給付は支給されません。

・最低限度額 1,848円 → 1,840円

※高齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

・60歳到達時の賃金月額

上限額 448,200円 → 447,300円

下限額 69,300円 → 69,000円

※60歳到達時の賃金が上限額以上（下限額未満）の方については、賃金日額ではなく、上限額（下限額）を用いて支給額を算定します。

育児休業給付（初日が平成26年8月1日以後である支給対象期間から変更）

・支給限度額 上限額（支給率67%） 286,023円 → 285,420円

上限額（支給率50%） 213,450円 → 213,000円

介護休業給付（初日が平成26年8月1日以後である支給対象期間から変更）

・支給限度額 上限額 170,760円 → 170,400円

詳しくはハローワーク白石（大河原公共職業安定所 白石出張所）までお問い合わせください。

トライアル雇用の利用につきましては「トライアル雇用対象求人」の提出と支給対象事業主要件に該当していることが必要です。トライアル雇用の利用を希望される場合は、当リーフレット内容をご確認の上、ハローワークに「トライアル雇用対象求人」をお申込みください。

トライアル雇用奨励金のご案内

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとさせていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。事業主の皆さまには、「トライアル雇用求人」を積極的に提出していただくようお願いします。

平成26年3月からトライアル雇用の対象者の要件を見直すとともに、職業紹介事業者からトライアル雇用の紹介を受けた場合も奨励金の支給対象としました。

奨励金の支給額

対象者1人当たり、**月額最大4万円（最長3カ月間）**

事前にトライアル雇用求人をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、奨励金を受けることができます。

※ トライアル雇用奨励金の取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

「トライアル雇用」の対象者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業※¹に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※²
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※³

※¹ 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※² パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※³ 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

◆ 紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・ 安定した職業に就いている人
- ・ 自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人
- ・ 学校に在籍中で卒業していない人（ただし、平成27年3月31日までの間は、卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります）
- ・ 他の事業所でトライアル雇用期間中の人

<ご注意>

- ◆ 派遣求人を「トライアル雇用求人」とすることはできません。
- ◆ トライアル雇用求人の選考中の人数が求人数の5倍を超える場合は、それ以降のトライアル雇用としての紹介は行いません。例えば、求人1人に対し、トライアル雇用の選考中の人5人に達した場合は、6人目はトライアル雇用としての紹介は行いません。
- ◆ 求人数を超えたトライアル雇用は実施できません。
- ◆ トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようにしてください。

